

リカにおける入院の平均的な期間がより短いということは、現行の疾病保険が患者の一部負担にもとづいて実施され、患者の負担する割合が入院している期間の長さとともに増えるという事実からも影響をうけている。しかし、西ドイツの環境では、健康保険の領域に対して供給と需要の法則を広げることは、反社会的であると考えられ、したがって、容認されない。

入院期間の長さをコントロールされた状態にし、かつそれによって病院の費用をコントロールされた状態にするある手段は、費用を考慮した価格経済の原則に応じた病院の経営とその再編成にとって、ある完全な合理化をもたらさだろう。最も近代的なタイプの医療処置と、ある理想的な方式としてしばしば提供されている疾病治療の伝統的な概念を組み合わせることは、今日では、費用の理由から取上げるのはもはや望ましいものではない。将来の病院では、唯一の目的はできるだけ早く最新の医学的な手段を用いて、病気の人びとの身体の治療に効果を与えることである。治療の看護と心理学的な要素はできるだけ病院の外で提供されるだろう。公的な福祉サービス、居住用のホーム、外来診療所、および患者の家族自身は、病院よりもより一層安くこれらの諸要素を提供できるだろう。

筆者の考える予想は病院医療に対する補償率の引下げを採用することである。これは比較的長期間にわたって患者を病院に入院させることによって、初期段階の治療に要する高い費用を償おうとする傾向を打消すことになるかも知れない。幾つかの病院によって行なわれた多くの役割が、ある単一の施設に移すことができないかどうかということも考えられる。

アメリカの経験と療後診療所による実験も借りることができる。西ドイツの経験によれば、全患者のうちほぼ半数は療後診療所に移すことができた。この療後診療所は患者が医学的な監督をうけるが、しかし、病院の性格よりも休養

の施設の性格をより多くもっている施設である。しかし、利用可能な資源から職員を配置される場合においてのみ、この仕組みは費用を考慮した価格経済の観点だけからみた満足すべき結果を与えることができる。

本稿に示された提案は、社会的保護の分野における病院の役割を軽くするように考案されているが、包括的な社会福祉の下部構造が、病院体制の枠外に存在している場合にのみ、その提案は適用できるにすぎない。

Die Ersatzkasse, No.2, 1974, pp.60-65; No.34, '74/75.

年金の購買力維持の問題

Prof. Dr. Bruno Molitor (西ドイツ)

本稿には、年金の購買力維持にかんする論争が論述されており、現在の激しいインフレーションの結果として、その論争は急に再び現われてきた。

所得の少ない人びとは激しいインフレーションで不利益を蒙り、大部分の年金受給者はこのカテゴリーに入る。「動態的」年金の基本原則が1957年に初めて導入されたとき、その決定は年金を物価指数よりもむしろ賃金指数にリンクさせるように慎重に考慮されていた。このような選択をした目的は、年金受給者の老齢全期間に、かれらが改善された生産性による諸給付と所得水準の上昇で得られる分け前を、多少とも自動的に与えられるということを保証することであった。同時に、賃金の動きに対して年金を自動的にリンクさせることは、政治的な論議を経て行なわれた年金調整の問題を解消した。しかし、年金は(最近の数カ月間における所得水準の変化よりもむしろ)直前3年間を平均

した所得水準の動きに応じて調整されるので、物価の安定しているかあるいは事実上低下する期間の効果によって、もしインフレーションの傾向が中断されなければ、直前の数カ月間における所得水準の動きが、短期間に実質的な物価上昇を引き起しながら、高い比率で変化する場合に、年金受給者はインフレーションの影響に対して保護されない。

ここで示される論議では、「年金水準」の用語は、年金受給者の名目的な所得水準——西ドイツでは、国際的なまた歴史的な双方の基準により、その水準は高い——ではなくて、同一の年における収入の総合計と年金に支払われた総合計の比率、あるいは、より正確に言えば、ある年における全被保険者の収入を平均した収入合計と、40年間の加入後に受給者の年金を算出する要素を用いて完全年金を与えられる強制的被保険者が、同一の年に受け取る年金の合計金額の比率、つまり、百分比で示した率を参照している。

技術的および統計的な理由から、いずれにしても、収入の動きと年金調整の間における時間的ズレを減らすことは、実際上では不可能である。さらに、数年間にわたる変化の平均を用いることは、所得水準の短期的な変化の影響を打消し、それによって、時には、年金が引き下げられる方へ調整されるかも知れない可能性——つまり、年金が平均的な実質的総収入に直接的に関連づけられる場合に、除くことのできない可能性——を回避するように工夫されていた。

年金水準を保護する手段——つまり、かりに、もし年金水準が平均収入の45%以下に低下するならば、正常な調整に加えて、低下に対応する特別な修正が行なわれるある調整——の採用は、さらに別の問題を引き起す。たとえば、この種のある特殊な調整は、所定のきまった調整方式で実施される次回の「正常な」調整の場合に償われるであろうか？ どちらかを選ぶという観点に立てば、最低年金は「同一暦年の概算された収入」に応じて調整されなければならないの

で、基本的には新しい方法となる調整手段を採用する必要があるだろうか？

財源調達の観点では、特定の保護のために行なう調整の採用は、保険に無関係な追加的要素を年金制度に持ち込むし、そして現在用いられている再分配手段の全面的な算出基礎を混乱させるであろう。その採用と比較すれば、ある与えられた年（保険を実施しているある1年間）に、インフレーションの上昇率が高くなった場合に、年金水準を引き上げる調整はより一層簡単であるし、また、制度の基本原則により一層調和している。

Zeitschrift für Sozialreform, No.11,1973, pp.617-623;
No.47, '74/75.

失業保険：その経済的役割

David L. Edgell and Stephen A. Wandner

(アメリカ)

本稿には、失業した労働者に対する所得源として、および経済全体に対する所得安定装置としてという失業保険のもつ二重の役割について、失業保険による経験が論評されている。

失業保険制度は50州およびコロンビア特別区とプエルト・リコのそれぞれにおいて、別な法律で作られている。幅広い連邦法の指導方針を条件として、各州は独自の失業保険法と規則をもっている。給付水準と抛出率は各州によって決定され、給付の支給期間、資格取得条件なども同様である。このように、統一的な全国的制度は存在していないし、また、制度の法制化はそれぞれ各州の制度のもっている影響力だけを反映して、各州内に限られている。しかし、失